

監査事務局

## 議案第16号

### 港区監査委員条例の一部を改正する条例について

#### 1 背景

令和5年5月8日に公布された地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）の一部が改正されます。

#### 2 改正内容

法の一部改正に伴い、港区監査委員条例（以下「条例」といいます。）で引用している法の条項番号を変更するため、条例の一部を改正します。

なお、引用している法の条文の内容に変更はありません。

#### 3 施行期日

令和6年4月1日

港区監査委員条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(監査、検査及び審査の執行)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第七十五条第一項若しくは法第二百四十二条第一項の規定による監査の請求を受理し、又は法第九十八条第二項、法第九十九条第六項若しくは第七項、法第二百三十五条の二第二項若しくは法第二百四十三条の二の八第三項の規定による監査を求められたときは、監査委員は、特別の定めがあるものを除くほか、その日から七日以内に監査に着手するものとする。ただし、特にやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この条例は、令和六年四月一日から施行する。</p>	<p>(前略)</p> <p>(監査、検査及び審査の執行)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第七十五条第一項若しくは法第二百四十二条第一項の規定による監査の請求を受理し、又は法第九十八条第二項、法第九十九条第六項若しくは第七項、法第二百三十五条の二第二項若しくは法第二百四十三条の二の二第三項の規定による監査を求められたときは、監査委員は、特別の定めがあるものを除くほか、その日から七日以内に監査に着手するものとする。ただし、特にやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(後略)</p>